蛋白質ｇｐ４１の１部の項中「ヒト免疫不全ウイルス１型外被蛋白質gp41の一部」を「ヒト免疫不全ウイルス１型外被タンパク質gp41」に改め、同表ヒト免疫不全ウイルス１型外被蛋白質ｇｐ１２０の１部及びｇｐ４１の１部の融合蛋白質の項中「ヒト免疫不全ウイルス１型外被蛋白質gp120の一部及びgp41の一部の融合蛋白質」を「ヒト免疫不全ウイルス１型外被タンパク質gp120及びgp41の融合タンパク質」に改め、同表ヒト免疫不全ウイルス２型外被蛋白質ｇｐ３６の１部の項中「ヒト免疫不全ウイルス２型外被蛋白質gp36の一部」を「ヒト免疫不全ウイルス２型外被タンパク質gp36」に改め、同表フェニルアラニンデヒドロゲナーゼの項の次に次のように加える。

フェレドキシン	*Corynebacterium ammoniagenes*
	Pyrococcus furiosus

別表第二（一）リンゴ酸デヒドロゲナーゼの項の次に次のように加える。

リボフラビンシンテターゼ	*Corynebacterium ammoniagenes*

別表第二（一）ロイシンデヒドロゲナーゼの項の次に次のように加える。

ロイシン選択マーカー（*LEU2*）	*Saccharomyces cerevisiae*

別表第二（一）１６Ｓ　ｒＮＡの１部の項を削り、同表１６Ｓ　ｒＮＡの項を次のように改める。

16S rRNA	*Legionella pneumophila*
	Mycobacterium avium
	Mycobacterium bovis BCG
	Mycobacterium intracellulare

別表第二（一）ＲＮＡポリメラーゼの１部及び外被蛋白質ＶＰ１の１部（遺伝子組換え生物中では当該蛋白質が発現しないもの）の項中「の一部」を削り、「外被蛋白質」を「外被タンパク質」に、「当該蛋白質」を「当該タンパク質」に改め、同表ＤＮＡジャイレースＢの１部（遺伝子組換え生物中では当該蛋白質が発現しないもの）の項中「の一部」を削り、「当該蛋白質」を「当該タンパク質」に改め、同表Ｂ蛋白質の１部（遺伝子組換え生物中では当該蛋白質が発現しないもの）の項中「Ｂ蛋白質の一部」を「Ｂタンパク質」に、「当該蛋白質」を「当該タンパク質」に改め、同表マトリックス蛋白質（Ｍ１）の１部（遺伝子組換え生物中では当該蛋白質が発現しないもの）の項中「マトリックス蛋白質（Ｍ１）の一部」を「マトリックスタンパク質（Ｍ１）」に、「当該蛋白質」を「当該タンパク質」に改め、同表レプリカーゼ１Ｂの１部（遺伝子組換え生物中では当該蛋白質が発現しないもの）の項中「の一部」を削り、「当該蛋白質」を「当該タンパク質」に改め、別表第二（二）から（九）までを削り、別表第二（一）を別表第二とし、別表第三を削る。

（注釈）(1) 中「由来生物及び遺伝子の由来の標記」を「由来生物等及び挿入ＤＮＡの表記」に改め、同（５）を同（６）とし、同（４）中「別表に掲げる宿主、ベクター、挿入ＤＮＡ及び選択マーカー遺伝子」を「別表第一に掲げる宿主及びベクター並びに別表第二に掲げる任意の挿入ＤＮＡ」に改め、同（４）を同（５）とし、同（３）中「由来生物」を「由来生物等」に改め、同(3)を同(4)とし、同（２）を同（３）とし、同（１）の次に次のように加える。

⑵　別表第一の宿主の欄に株名の記載がない場合には、病原性及び毒素産生性のない株に限るものとする。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第２０９５号
大阪府守口市早苗町６番13号
債務者　株式会社東畠建設
代表者代表取締役　東畠　代次
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　康生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月31日午後２時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１０１号
大阪府枚方市牧野阪１丁目20番４号
債務者　株式会社ブレス
代表者代表取締役　辻本　幹夫
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相沢　祐太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月31日午後２時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４８号
奈良県山辺郡山添村大字中之庄1909番地
債務者　株式会社上村建材店土木
代表者代表取締役　松尾　秀樹
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小椋　和彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月１日午前10時
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第４２２号
京都市伏見区日野野色町84番地の12
債務者　株式会社京和建設工業
代表者代表取締役　鈴木　正男
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大濵　巖生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午後２時15分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４２４号
京都市伏見区日野野色町84番地の12
債務者　有限会社関西ワークス
代表者取締役　鈴木　　徹
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大濵　巖生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午後２時15分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２１０５号
大阪府豊中市南桜塚３丁目３番26の２号
債務者　こころ株式会社
代表者代表取締役　大床　元和
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪中　達彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月３日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５０号
広島市南区東青崎町７番４号
債務者　有限会社船越タクシー
代表者代表取締役　光井　典明
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸田　慶吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月４日午前11時30分
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５０号
北海道函館市中道２丁目15番23号、商業登記簿上の本店所在地北海道函館市八幡町22番５号
債務者　有限会社札食冷販
代表者代表取締役　飯塚　良二
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午前10時30分
函館地方裁判所